

認定こども園設置認可申請ガイド

1. 認可スケジュールの全体像

認定こども園(原則 4 月 1 日開園)の設置に向けた標準的な手続きスケジュールです。

時期	申請者	県・審議会
(開園前年度) ~5月	設置・こども園化に係る市町村への相談を完了させておく	
(開園前年度) ~10月1日	【重要】 認可申請書の「仮提出」・必要書類を一式揃えて提出	仮提出書類の受理・確認
(開園前年度) 11月~12月	書類の追加・修正対応 ・県からの指摘事項に基づく補正	書類審査の進行 審議会の開催(12~1月頃) ※審議会は私立の幼保連携型のみ対象
(開園前年度) ~2月15日	【重要】 認可申請書の「本提出」 ・審議会意見等を反映させた最終提出	本申請の受付締切
(開園前年度) ~3月末	認可通知の受領・開園準備	市町村への協議 現地確認 認可通知

2. 施設種別ごとの移行手続きと廃止の要否

移行後の類型によって、既存施設の廃止手続きが必要かどうか異なります。

移行前の施設種別	移行後の形態	必要な認可/認定手続き	既存施設の廃止手続き
保育所	幼保連携型認定こども園	認定こども園の認可	必要
保育所	保育所型認定こども園	認定こども園の認定	不要
幼稚園	幼保連携型認定こども園	認定こども園の認可	必要
幼稚園	幼稚園型認定こども園	認定こども園の認定	不要

ポイント:既存の保育所や幼稚園からの幼保連携型認定こども園への移行は、既存施設の廃止手続きを同時に進める必要があります。**仙台市内の園は窓口が仙台市となります。**

3. 申請前の必須準備事項(開園1年半~1年前)

県への正式な相談・申請の前に、以下の準備を完了させておく必要があります。

① 市町村との事前相談

施設所在地の市町村と、以下の項目について合意を得ることが必須です。

- ☑ 定員計画: 認可定員および認定区分(1・2・3号)ごとの利用定員。
- ☑ 整備改修: 改修の必要性和補助金の有無(補助金利用の場合は**1年半前**が目安)。
- ☑ 類型の決定: 幼保連携型・保育所型・幼稚園型のいずれにするか。
- ☑ 開園年月日: 原則各年度の4月1日開園。

各市町村においては市町村財政、待機児童数、今後の定員計画(市町村計画における量の見込み及び確保方策との整合性)等を踏まえ各園の意向に沿うことができるか判断してください。

② 園内・法人内での実務検討

- ☑ 設備基準: 幼保連携型等の設備基準を満たしているかの再確認。
- ☑ 人事体制: 必要となる保育教諭数の算出と確保計画。
- ☑ 経営試算: 定員設定に基づいた中長期の収支シミュレーション。
- ☑ 職員への説明

市町村との相談が一定程度整った段階で認定こども園設置希望の連絡を県へ行ってください。

4. 各申請段階のチェックポイント

■ 仮申請(10月1日まで)

- 提出方法: 紙媒体 1 部(ファイル綴じ・インデックス付) + 電子データ。
- 未定事項の扱い: 採用予定者は「保育教諭 A」等の仮名で可。
未確定な書類は案を提出し、確定版の提出時期を明記。
- 提出先: 宮城県(紙+データ)および管轄市町村(データのみ)。

■ 本申請(2月15日まで)

- 本申請: 日付を記入した認可・認定申請書を再度提出
- 廃止届: 保育所からの移行の場合は「児童福祉施設廃止承認申請書」を県へ提出。
- 1号児募集: 県及び市町村と調整済みであれば、認可申請中として募集開始が可能。

お問い合わせ・書類提出窓口

宮城県子育て社会推進課 保育支援班

〒980-8570 仙台市青葉区本町 3-8-1

電話: 022-211-2529 メール: kosodateh@pref.miyagi.lg.jp

関連リンク・他窓口

- 認定こども園様式集(県 HP): <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kosodate/ninteikodomoen.html>
- 保育所廃止様式(県 HP): <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kosodate/hoishin.html>
- 私学・公益法人課(私立幼稚園の廃止): TEL 022-211-2264